

地方公営企業集中改革プラン

簡易水道事業



外ヶ浜町

1. 経営改革の推進

H17年度から21年度までの取組内容

1 収入確保策

(1) 未収金の徴収対策

- ・口座振替を推進しているが、滞納者の徴収は、個別訪問を継続して実施する。

(2) 料金の見直し

- ・合併前の簡易水道事業で比較すると、平館地区と三厩地区の料金体系に相違があること、また、簡易水道事業を蟹田地区上水道事業へ事業統合すること（簡易水道事業の法適化）を視野にいれるなど、合併後5年以内を目標に料金形態の統一化を図ることとする。

①現行料金体系の主なもの

(単位：円)

	蟹田		平館		三厩	
	m3	円	m3	円	m3	円
基本料金 一般用	8	2,080	7	1,300	8	1,701
団体用	10	2,600	7	1,300	15	4,464
超過料金 一般用	1	260	1	150	1	262
団体用	1	260	1	150	1	293

②上記の1 m3あたりの単価

	蟹田	平館	三厩	一番低い平館との格差	
	円 a	円 b	円 c	対蟹田 a/b	対三厩 c/b
基本料金 一般用	260	186	213	1.40	1.15
団体用	260	186	298	1.40	1.60
超過料金 一般用	260	150	262	1.73	1.75
団体用	260	150	293	1.73	1.95

基本料金の低い平館地区と三厩地区・蟹田地区の格差は、1.15～1.40倍である。このため、5年以内の料金統一に向けて改定を検討している。

(3) 一般会計からの繰入金の確保

- ・一般会計繰入金の考え方（簡易水道事業）

区域	現行	今後の方針
平館地区	・高料金対策分 ・元利償還金分の1/2を繰入 (基準どおり繰入れている) ※赤字経営体質	(ア)高料金対策分 (イ)元利償還金分の1/2を繰入 (ウ)過去の累積赤字を集中プラン期間に解消する分 ※従来は地区ごとに繰入実施を考慮していたが、今後は外ヶ浜町全体として、繰入額を考えることとする。
三厩地区	※黒字経営につき、繰入を実施していない。	
外ヶ浜町全体		

※「今後の方針」欄にある(ア)(イ)は国の示す繰入基準であり、(ウ)は町独自の繰入額に対する考え方である。

2 支出削減方策

(1) 支出全般

外ヶ浜町は飛び地合併をしており、平館地区と三厩地区はまさに飛び地関係にある。支出抑制策である施設整備の効率化は、飛び地による地理的条件により不可能であり、各地区ごとに経費節約を図ることが最優先である。

(2) 建設事業と公債費対策の考え方

両地区とも資本整備も終了しており投資的経費はないが、既発債による元利償還金が経営を圧迫している。大半の資本整備が整備しており、今後は老朽化による更新が課題となっている。平成21年度までの（集中改革プラン策定期間）建設事業は、三厩地区簡易水道ろ過整備事業（H19：65,000千円＜過疎計画掲載＞）であり、新規発行債による元利償還金による経営圧迫は想定されない。

公債費の推移を的確に把握し、料金改定を視野に入れた経営基盤の充実と一般会計からの適正な繰入金を背景にして、建設事業の着手を検討する

2. 定員管理・給与の適正化

H17. 4. 1からH21. 4. 1までの定員管理の数値目標

<年度別職員数の推移>

(単位：人,%)

	⑯ (A)	⑰	⑱	⑲	⑳	21 (B)	期間内計 (B)-(A)
職員数	4	4	4	2	2	2	△ 2
平館	2	2	2	1	1	1	
三厩	2	2	2	1	1	1	
対前年度増減		0	0	△ 2	0	0	△ 50.0

<削減の内訳>

集中改革プラン期間中は、簡易水道事業会計からの支弁職員を半分に
し、簡易水道事業の定員管理「2」に合わせることにしている。

H17. 4. 1からH21. 4. 1までの諸手当の総点検結果

(1) 諸手当の総点検結果（特殊勤務手当の適正化）

・水道手当

2,000円／取扱1日

水道手当は、簡易水道業務に従事する職員で、
塩素を取り扱った職員に対して支給する

(2) 諸手当の総点検結果（その他の手当の適正化）

扶養手当

住居手当

通勤手当

時間外勤務手当

期末手当

勤務手当

寒冷地手当

休日勤務手当

管理職手当

期末手当

勤勉手当

寒冷地手当

児童手当

} 制度による支給とする。

3. 経費節減等の財政効果

市町村名：

H17年度から21年度までの取組内容

(単位：千円)

項目	主な内容	開始時期	効果額					計	
			17年度 見込	18年度 見込	19年度 見込	20年度 見込	21年度 見込		
収入	未収金の徴収対策								
	料金の見直し	・平館、三厩地区の料金格差是正	19年度	0	0	18,726	18,726	18,726	56,178
	未利用財産の売り払い等								
	その他	・一般会計から適正繰入	18年度	0	12,500	11,341	10,252	6,691	40,784
支出	職員削減（議員含む）	・19年度から職員2名減	19年度	0	0	△ 18,624	△ 18,624	△ 18,624	△ 55,872
	人件費削減								
	うち退職者の不補充の場合の効果額								
	嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額								
	給与等削減								
	民間委託による事務事業費削減								
その他									
合計			0	12,500	48,691	47,602	44,041	152,834	
(参考) 一般会計繰入金増減額			0	12,500	11,341	10,252	6,691	40,784	

収入の部

1 使用料収入（収益的収支）

（単位：千円, m3）

区 分		⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
自然体見込	現年度給水料 (A)	99,585	103,761	103,761	103,761	103,761	103,761
改善策実施後見込	料金格差倍率		(基本料金/格差1.15~1.40倍の解消)				
	実施後収入額 (B)	99,585	103,761	103,761	122,487	122,487	122,487
財政効果額 (B)-(A)			0	0	18,726	18,726	18,726

1 自然体の見込を立てる。

料金収入は、使用量により給水収入が変動するため、H18年度以降は、試算上H17年度当初予算と同額としている。

2 改善策実施後の見込を立てる。

・合併前の簡易水道事業で比較すると、平館地区と三厩地区の料金体系に相違があること、また、簡易水道事業を蟹田地区上水道事業へ事業統合すること（簡易水道事業の法適化）を視野にいれるなど、合併後5年以内を目標に料金形態の統一化を図ることとする。

①現行料金体系の主なもの

（単位：円）

		蟹田		平館		三厩	
		m3	円	m3	円	m3	円
基本料金	一般用	8	2,080	7	1,300	8	1,701
	団体用	10	2,600	7	1,300	15	4,464
超過料金	一般用	1	260	1	150	1	262
	団体用	1	260	1	150	1	293

②上記の1 m3あたりの単価

		蟹田 円	平館 円 a	三厩 円 b	一番低い平館との格差	
					対蟹田	対三厩
					a/b	c/b
基本料金	一般用	260	186	213	1.40	1.15
	団体用	260	186	298	1.40	1.60
超過料金	一般用	260	150	262	1.73	1.75
	団体用	260	150	293	1.73	1.95

試算上の前提

水道料金は基本料金と超過料金の設定があり、水道使用量により計算方法が複雑である。試算上、旧町村単位で赤字経営が続いている部分を解消することを重要課題として、平館地区の料金を調整している。ただし、料金改定は受益者負担の公平性の観点から、外ヶ浜町全域で考える必要があり、具体的改定作業は平成18年度から検討作業を行うものとする。

3 財政効果額を算定する。

上記のとおり

2 その他収入（収益的収支）

（単位：千円）

区 分		⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
自然体見込	そ の 他	730	433	433	433	433	433
	小 計 (A)	730	433	433	433	433	433
改善策実施後見込	そ の 他	730	433	433	433	433	433
	小 計 (B)	730	433	433	433	433	433
財政効果額 (B)-(A)			0	0	0	0	0

<その他>

給水工事検査手数料・給水工事指定業者指定手数料等がある

支出の部

1 人件費

(単位：千円,人)

区 分		⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
自然体見込	貼り付け人員 (人)	4	4	4	4	4	4
	平館	2	2	2	2	2	2
	三厩	2	2	2	2	2	2
	人件費支出額 (A)	36,387	37,344	37,344	37,344	37,344	37,344
改善策実施後見込	貼り付け人員 (人)	4	4	4	2	2	2
	平館	2	2	2	1	1	1
	三厩	2	2	2	1	1	1
	人件費支出額 (B)	36,387	37,344	37,344	18,720	18,720	18,720
	給与削減効果額 (C)						
	特勤手当見直額 (D)						
実施後人件費額 (E)=(B)+(C)+(D)	36,387	37,344	37,344	18,720	18,720	18,720	
財政効果額 (E)-(A)		0	0	△ 18,624	△ 18,624	△ 18,624	

1 自然体の見込を立てる。

合併前の旧町村で支弁してきた人数を、そのまま継続させている。(4人)

2 改善策実施後の見込を立てる。

(1) 人員削減による効果額

(2) 給料カットによる効果額
現在のところなし。

3 財政効果額を算定する。 上記参照

維持管理費

(単位：千円)

区 分		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	21
自然体見込	維持管理費 (A)	25,550	47,381	47,381	47,381	47,381	47,381
	小 計	25,550	47,381	47,381	47,381	47,381	47,381
改善策実施後見込	維持管理費 (B)	25,550	47,381	47,381	47,381	47,381	47,381
	小 計	25,550	47,381	47,381	47,381	47,381	47,381
財政効果額 (A)-(B)			0	0	0	0	0

1 試算方法

平成18年度以降は、平成17年度当初予算と同額としている。(年約50,000千円)

(注) 上記試算値の理由

平成17年度は、平成16年度に比較して約15,000千円増加している。これは、平成17年度に大規模にメーター取替等を実施しているためである。平成18年度以降は、維持管理費がある程度減少するものと想定されるが、老朽化に伴う施設更新費用が今後課題となるため、平成17年度当初予算額としている。

元利償還金

(単位：千円)

区 分		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	21
自然体見込	平 館	48,476	56,783	64,353	66,371	67,230	61,797
	三 厩	27,319	27,319	25,000	22,681	20,504	13,381
	小 計 (A)	75,795	84,102	89,353	89,052	87,734	75,178
改善策実施後見込	平 館	48,476	56,783	64,353	66,371	67,230	61,797
	三 厩	27,319	27,319	25,000	22,681	20,504	13,381
	小 計 (B)	75,795	84,102	89,353	89,052	87,734	75,178
財政効果額 (B)-(A)			0	0	0	0	0

※ここでは、既に借入済の元利償還金と建設事業計画(※1)による新規元利償還金を示す。

※1 三厩地区簡易水道ろ過整備事業 (H19：65,000千円<過疎計画掲載>)

4 大規模建設事業と地方債

(単位：千円)

区 分		⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	21
自然体見込	地 方 債				65,000		
	建 設 事 業				65,000		
	一 般 財 源 (A)	0	0	0	0	0	0
改善策実施 後見込	地 方 債				65,000		
	建 設 事 業				65,000		
	小 計 (B)	0	0	0	0	0	0
財政効果額 (B)-(A)			0	0	0	0	0

平舘・三厩地区とも資本整備も終了しており、今後は老朽化による更新が課題となっている。平成21年度までの（集中改革プラン策定期間）建設事業は、三厩地区簡易水道ろ過整備事業（H19：65,000千円＜過疎計画掲載＞）であり、新規発行債による元利償還金による経営圧迫は想定されない。

<参考> 繰入金に係る資料

(単位：千円)

区 分		⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	21
自然体見込	基準内	元利償還金相当繰入					
		平館分	28,309	31,478	32,177	33,186	33,615
		三厩分	0	0	0	0	0
	基準外	累積赤字の解消					
	小 計 (A)		28,309	31,478	32,177	33,186	33,615
改善策実施後見込	基準内	元利償還金相当繰入					
		平館分	28,309	31,478	32,177	33,186	33,615
		三厩分			12,500	11,341	10,252
	基準外						
	小 計 (B)		28,309	31,478	44,677	44,527	43,867
財政効果額 (B)-(A)				0	12,500	11,341	10,252
				0	12,500	11,341	10,252
				6,691			6,691

【主な基準内繰入の内容】

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰入れる。

(2) 繰入基準額

企業債元利償還金の2分の1

・対象となる元利償還金

区 分	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	21
元利償還金相当繰入						
平館分	48,476	56,783	64,353	66,371	67,230	61,797
三厩分	27,319	27,319	25,000	22,681	20,504	13,381
小 計 (A)	75,795	84,102	89,353	89,052	87,734	75,178

2 今後の対応

合併前の旧三厩地区簡易水道事業は、一般会計からの繰入金を実施しなくても収支バランスが保たれた。合併により、外ヶ浜町全体として簡易水道事業の経営状況を測ってみると赤字が解消されない状況である。よって、繰入基準対象元利償還金を平館・三厩地区のそれぞれで経営状況で区分することなく、平館・三厩地区合計値で繰入を実施することとする。

【基準外繰入金はしない（町独自の赤字補填はしない）】

簡易水道事業は平成16年度末時点で赤字となっており、料金改定が必至となっている。平成19年度に料金改定（基本料金/格差1.15~1.40倍の解消）を実施すると、改定年度以降の単年度経営が黒字に転換し、平成22年度には累積赤字が解消される。よって、基準外繰入金は実施しないこととする。

・経営状況試算

条件①：元利償還金の基準内繰入を実施
 条件②：簡易水道事業支弁職員を現在の4人からH19以降2人へ

区 分	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	21	21
単年度あたりの赤字	△ 3,002	△ 33,155	△ 25,207	12,342	13,000	19,279	23,030
累積赤字	△ 6,150	△ 39,305	△ 64,512	△ 52,170	△ 39,170	△ 19,891	3,139

一般会計繰入金算出総括表

1 自然体推計

区 分		⑯	⑰	⑱	⑳	㉑
収 入	使用料手数料	99,585	103,761	103,761	103,761	103,761
	その他収入	730	433	433	433	433
	地 方 債	0	0	0	65,000	0
	繰 入 金 ①	28,309	31,478	32,177	33,186	33,615
	繰 越 金	6,106				
	小 計(A)	134,730	135,672	136,371	202,380	137,809
支 出	人 件 費	36,387	37,344	37,344	37,344	37,344
	維持管理費	25,550	47,381	47,381	47,381	47,381
	建 設 事 業	0	0	0	65,000	0
	元利償還金	75,795	84,102	89,353	89,052	87,734
	繰上充用金	3,148	6,150	39,305	77,012	113,409
	小 計(B)	140,880	174,977	213,383	315,789	285,868
収支額 (B)-(A)=(C)		△ 6,150	△ 39,305	△ 77,012	△ 113,409	△ 148,059

2 改善策実施後推計

区 分		⑯	⑰	⑱	⑳	㉑
収 入	使用料手数料	99,585	103,761	103,761	122,487	122,487
	その他収入	730	433	433	433	433
	地 方 債	0	0	0	65,000	0
	繰 入 金 ②	28,309	31,478	44,677	44,527	43,867
	繰 越 金	6,106	0	0	0	0
	小 計(D)	134,730	135,672	148,871	232,447	166,787
支 出	人 件 費	36,387	37,344	37,344	18,720	18,720
	維持管理費	25,550	47,381	47,381	47,381	47,381
	建 設 費	0	0	0	65,000	0
	元利償還金	75,795	84,102	89,353	89,052	87,734
	繰上充用金	3,148	6,150	39,305	64,512	52,218
	小 計(E)	140,880	174,977	213,383	284,665	206,053
収支額 (E)-(D)=(F)		△ 6,150	△ 39,305	△ 64,512	△ 52,218	△ 39,266

3 一般会計繰入金（一般財源）ベース効果額

②—①	0	0	12,500	11,341	10,252	6,691
-----	---	---	--------	--------	--------	-------